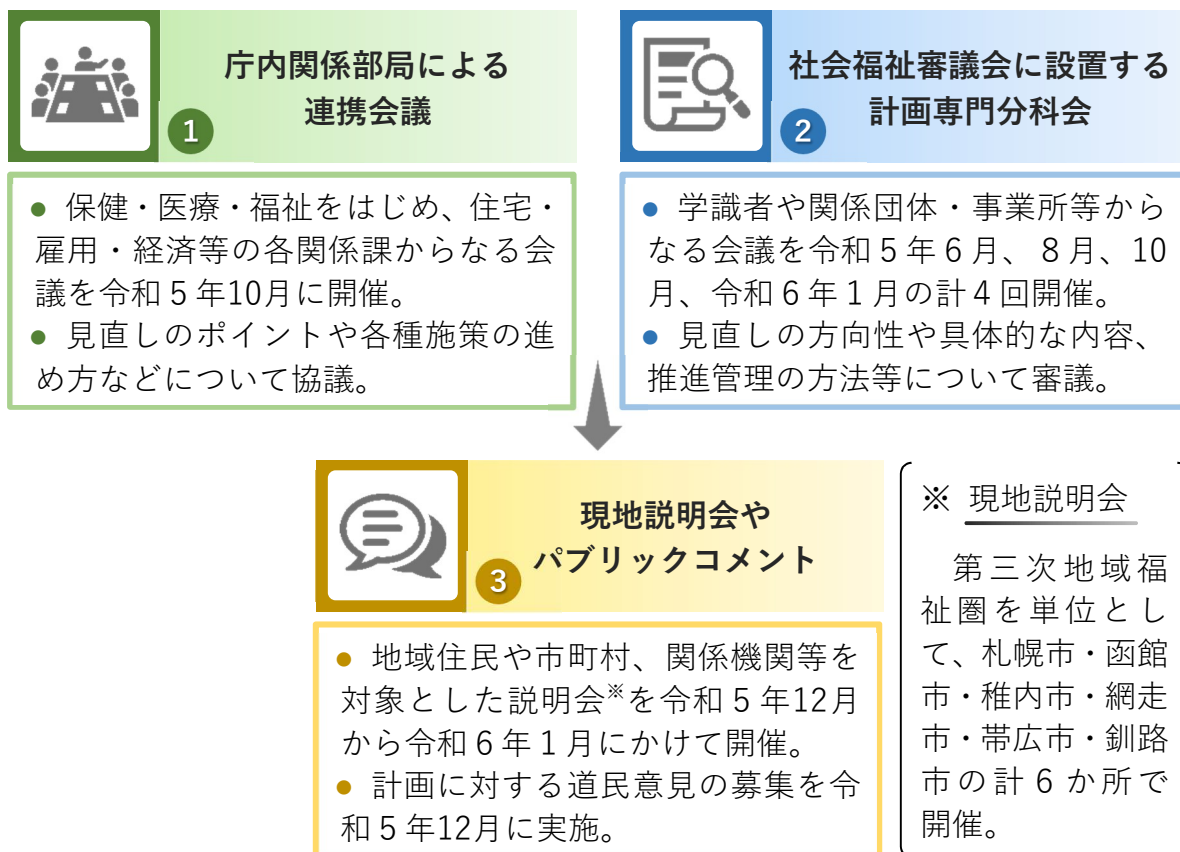


1 計画の策定体制

- ▶ 地域福祉支援計画は、福祉分野の上位計画に位置付けられていることから、関連する計画と調和を図り、各分野との連携を確保しつつ策定することが求められます。
- ▶ また、学識経験者や保健・医療・福祉の関係者等が参画する評価体制を確保するとともに、地域福祉のあり方に関する住民等の意見を計画へ反映させるための仕組みを設けることが重要とされています。
- ▶ こうした考え方を踏まえ、本計画の策定に当たっては、
 - ① 庁内関係部局で構成する「北海道地域福祉支援計画庁内連携会議」を開催し、施策の進め方などについて協議を行ったほか、
 - ② 社会福祉法の規定による道の社会福祉審議会（地域福祉支援計画専門分科会）において、各委員から幅広い観点による専門的な意見を得つつ内容検討を進め、
 - ③ 第三次地域福祉圏を単位として現地説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見や要望について、計画の策定過程に反映させるよう努めています。

計画策定体制の概要



2 計画専門分科会

- ▶ 社会福祉法において、都道府県等は、社会福祉に関する事項を調査審議するための合議体を設置することとされており、道では、条例の規定により、附属機関として「北海道社会福祉審議会」を設置・運営しています。
- ▶ この審議会では、特定のテーマに応じた専門分科会を設置しており、本計画は「地域福祉支援計画専門分科会」において審議が行われ、計画の策定方針や具体的な内容、今後の推進管理等について、各委員から貴重な意見を多く得ました。

計画専門分科会の委員名簿

(敬称略)

区分	所属及び職氏名
1 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項	
①	北星学園大学 社会福祉学部 ● 教授 岡田 直人
②	北星学園大学 ● 副学長 中村 和彦
③	藤女子大学 ● 名誉教授 橋本 伸也 (分科会長)
④	一般社団法人 北海道医師会 ● 副会長 藤原 秀俊
専門分科会の所掌事項	
(1) 北海道地域福祉支援計画の推進管理に関すること (2) 地域福祉に係る情報の収集に関すること (3) 市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること (4) その他必要な事項	
2 福祉人材養成・確保	
⑤	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部 ● 北海道福祉教育専門学校 学校長 澤田 乃基
⑥	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 ● 副会長 高江 智和理
3 福祉サービスの適切利用推進・基盤整備	
⑦	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ● 北海道事業本部長 平本 哲男
4 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援	
⑧	社会福祉法人 ゆうゆう ● 理事長 大原 裕介
⑨	公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟 ● 会長 佐川 徹
⑩	社会福祉法人 禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな ● 施設長 村山 文彦